

発議第 1 号

田畑豊利議員に対する懲罰動議

このことについて、地方自治法第135条第2項及び会議規則第113条第1項の規定により、裏面のとおり提出いたします。

令和6年3月6日 提出

令和 6 年 3 月 6 日

江差町議会議長 萩 原 徹 様

発議者 議会運営委員会

委員長 室 井 正



田畑豊利議員に対する懲罰動議

次の理由により、田畑豊利議員に懲罰を科されたいので、
地方自治法第 1 3 5 条第 2 項及び会議規則第 1 1 3 条第 1
項の規定により動議を提出します。

記

理 由

令和 6 年 3 月 6 日開会の第 1 回定例会において、地方自治法第 1 2 9 条の議場の秩序維持に反し、また江差町議会会議規則第 1 0 7 条の議事妨害の禁止、第 1 0 8 条の離席に違反する発言・行動が行われたため。